

令和2年度事業計画

自 令和2年7月1日
至 令和3年6月30日

運営の基本方針

前年度は、新型コロナウイルスの影響があり、私たちの業務に多大な影響を及ぼしました。成長基調あったものが、いきなり先の見えない状況になってしまいました。

官公署は、私たちの業務も含め緊急性を持たないものに対し予算執行を控えています。

しかし、このピンチである時勢を読み解き、再び、成長基調に戻さなければなりません。

簡単ではありませんが、以下に記した当協会が行なうべき方向性を社員一丸となり、進めていく所存です。

- ① 公益社団法人の特性を生かす法人経営
- ② 測量業登録による業務の多角化の推進
- ③ 理事会・執行理事会の変革
- ④ 業務研修会の充実
- ⑤ 新事業への取り組み

①については、あえて、法人「経営」としてしています。社員の生活に直接影響を及ぼす業務を行なう以上、そこには、金銭がついて回ります。前年度は、新型コロナウイルスの影響があり、売り上げが極端に落ち込み、数百万円の赤字となりました。また、この状況が複数年続けば、現状の会費収入と業務委託費の割合では、早晚経営破綻することになります。

この状況を打破するには、「公益目的事業」の自主事業の強化が不可欠です。

官公署の要望に応えるために、官公署からの業務発注との考え方ではなく、あくまでも当協会の資金・人材を使い、官公署の行ないたい事業の補助を行なわなければなりません。

具体的には、用地測量の立会時の補助、公共基準点の亡失による復元及び新設作業等々、当協会の費用で行なうこととなります。各地区における理事には、既に官公署と打合せを行ない、官公署の要望に沿えるものを吟味し、理事会での諮問ができるように指示をしています。

担当社員の日当等の問題はありますが、各地区長及び理事を通して、必要なものに予算を配分し、執行したいと思えます。

投資がなければ企業の発展はない。そう肝に銘じて、「経営」を行なっていく所存です。

②については、新型コロナウイルスの影響により広島への往来ができず、前年度の登録に間に合いませんでした。しかし、今年中の登録を目指します。

第3号議案

このことにより、測量業者となり、官公署との協議及び折衝がしやすくなるものと考えています。また、国土交通省関連事業のうち、特に地籍調査事業に参入できればと考えています。

③については、前年度終盤からウェブ会議を導入しています。理事会承認を求められる緊急の案件を処理するにあたり、従来のいわゆる書面決議は行わず、迅速に処理を進めて行きます。また、測量業登録にあたり、国土交通省が求める常駐の問題もクリアできるものと考えています。

④については、新しく具体的な技術を積極的に取り入れなければなりません。例えば、法14条地図整備作業・地籍調査においては、広範囲に渡る事業となります。法務省では、立会の前に復元測量を行なうことを仕様書に明記しています。

先進県では、タブレットを使った立会、調査図素図を作成するにあたり、ドローン撮影による画像をオルソ画像に変換を行なうことにより、精度の高い復元を行なうことができるようになります。

このような新しい技術を積極的に取り入れ、作業を行なう社員の負担を軽減していかなければなりません。

具体的な新技術に触れることにより、またそれを活用することにより、国民の負託に応えることができるものと信じています。

⑤については、「狭隘道路境界確定業務」を推進していく予定です。国土交通省は、防災の観点及び建築基準法の前面道路の幅員の問題で、島根県及び各市町村にその解消を図るため国策として指示をしています。しかしながら、島根県及び各市町村は、その部署がないために未だ具体的な事業となっていません。今後は、他業界との連携を視野に協議会等を設置して、官公署との連携を図り、積極的に事業化を推進していきたいと考えています。

未曾有の厄災により、経済活動は停滞しています。戦時中に例える方もいるくらいに、正に非常事態であることは言うまでもありません。理事会では、この現状を打破するために議論をしています。

また、社員の協力無くして、公益社団法人島根県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の発展はありません。

いまひとつ、この様な時勢だからこそ「団結」「協力」を発揮し、国民の皆さんの期待に応えて行きましょう。

第3号議案

総務部

- ① 協会の現状に即した諸規則・諸規定の改廃及び新規作成
- ② インターネットを活用した社員への情報提供
 - ・ホームページを刷新し社員への情報提供を一元化する
 - ・協会の運営への理解を図るため、理事会報告の配信
- ③ 各種会議の開催において、可能な限りオンライン会議ができるように環境を整える
- ④ 各部の事業に協働し、協会業務の円滑な推進を図る

業務部

- ① 研修会の実施
 - ・業務研修会、不特定多数向けの研修会（自主事業）行う。
- ② 官公署からの受注促進
 - ・島根県管財課以外でも単価契約を結べるよう働きかける。
 - ・新たな発注先部署、発注内容を頂けるよう働きかける。
 - ・地積測量図作成についての啓蒙活動。
 - ・基準点測量、境界標設置、立会業務等の依頼活動。
- ③ 地図作成の推進
今年度につづき不動産登記法14条地図作成の事業推進を図る

経理部

- ① 公益法人の法令、公益法人会計基準を遵守し、適正な会計処理を行う
- ② 収支相償と遊休財産の検討